流域治水対策等の主な支援事業集

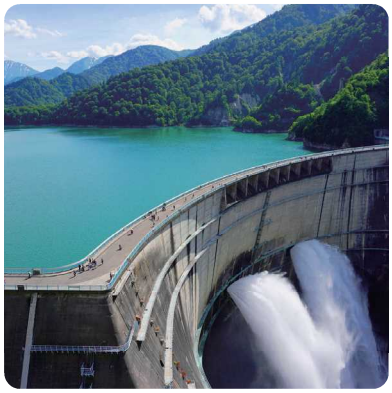

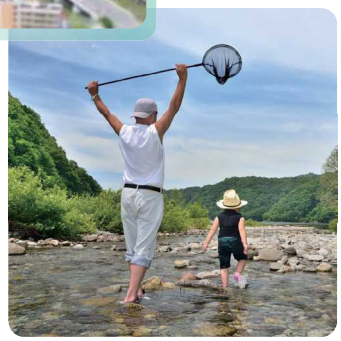

令和5年4月

流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議

「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」の概要

・水害の激甚化等を踏まえ、関係16省庁による「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」を設置（令和2年10月28日）
・流域治水の着実な推進に向け、各省庁におけるこれまでの取組と今後の進め方・具体的な取組を「流域治水推進行動計画」としてとりまとめた（令和3年7月30日）。
・関係省庁における支援制度を一元化し関係自治体等に周知するため、「流域治水対策等の主な支援事業」を作成・公表

関係省庁実務者会議

水管理・国土保全局長

治水は様々な利害関係があり、その調整は、ともに同じテーブルについて検討していくところから始まり、関係省庁が様々な政策の中で連携を進め、プロジェクトを行う各流域に落とし込んでいくことが重要である。

構成員

議　長　国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長
構成員　内閣府政策統括官（防災担当）付参事官
金融庁監督局保険課保険課長
総務省大臣官房企画課長
消防庁国民保護・防災部防災課長
財務省理財局国有財産業務課長
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官
厚生労働省大臣官房厚生科学課健康危機管理・災害対策室長
農林水産省農村振興局整備部水資源課長
林野庁森林整備部治山課長
海岸関係省庁（※）担当課長
（※）農林水産省農村振興局整備部防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、港湾局海岸・防災課
経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域産業基盤整備課長
資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電力供給室長
中小企業庁事業環境部経営安定対策室長
気象庁大気海洋部気象リスク対策課長
環境省地球環境局総務課気候変動適応室長

開催状況

・第１回（令和２年10月28日）　※対面開催
主な内容：会議の立ち上げ・趣旨説明
各省庁からの取組発表（国交省、農水省、林野庁、環境省、財務省）
・第２回（令和３年３月26日）　※WEB併用
主な内容：「流域治水推進行動計画」の策定に関する案内
各省庁からの取組発表（国交省、総務省、農水省、林野庁、環境省）
・第３回（令和３年７月30日）　※WEB併用
主な内容：「流域治水推進行動計画」の策定
各省庁からの取組発表（国交省、農水省、林野庁、金融庁）
・第４回（令和４年１月27日）　※WEB併用
主な内容：「流域治水対策等の主な支援事業」の策定
各省庁からの取組発表（国交省、文科省、農水省、林野庁、環境省）
・第５回（令和５年１月30日）　※WEB併用
主な内容：流域治水の取組の進捗と新たな取組について（国交省）
各省庁からの取組発表（内閣府、文科省、農水省、林野庁、中企庁、環境省）

課題等を共有
助言等を実施

地域での取組状況「流域治水協議会」

全国１０９の一級水系のすべてにおいて、河川管理者、都道府県、市町村等の関係者からなる「流域治水協議会」を設立し、令和３年３月に各地域の特性を踏まえた「流域治水プロジェクト」を公表。

流域治水推進行動計画（令和3年7月30日策定）

○ 流域全体のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の着実な推進に向け、関係府省庁の連携策も含め各府省庁が展開する流域治水対策について、今後の進め方や目標について集約した「流域治水推進行動計画」を作成。
○ 「気候変動の影響を踏まえた治水計画や設計基準類の見直し」「流域全体を俯瞰した総合的かつ多層的な対策」「事前防災対策の加速」「防災・減災が主流となる社会に向けた仕組みづくり」により、流域治水を推進する。

あらゆる関係者が協働して行う「流域治水」のイメージ

流域治水推進行動計画

（1）気候変動の影響を踏まえた治水計画や設計基準類の見直し

・河川整備基本方針、河川整備計画等の計画の見直し
・気候変動予測モデルの高度化

（2）流域全体を俯瞰した総合的かつ多層的な対策

①ハザードへの対応
・河川堤防、下水道による雨水貯留・排水施設、砂防関係、海岸保全施設の整備、治水ダム建設・再生
・利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化
・流域の雨水貯留浸透機能の向上　・戦略的な維持管理

②暴露への対応
・リスクの高い区域における土地利用・住まい方の工夫
・まちづくりや住まい方の工夫に必要な土地の水害リスク情報の充実

③脆弱性への対応
・水災害リスク情報の充実・提供　・避難体制の強化
・避難行動を促すための情報・伝え方　・安全な避難先の確保
・広域避難体制の構築　・経済被害の軽減
・金融・保険業界に対する水害の回避・被害軽減のための情報提供
・関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化

（3）事前防災対策の加速

・流域治水プロジェクト等による事前防災対策の加速化
・防災まちづくりに取り組む地方公共団体を支援
・農業水利施設の新技術の活用による防災

（4）防災・減災が主流となる社会に向けた仕組みづくり

・防災・減災の日常化
・規制手法や誘導的手法を用いた「流域治水」の推進
・経済的インセンティブによる「流域治水」の推進
・流域治水の調整を行う場の設置　・グリーンインフラの活用

流域治水推進行動計画の主な取組

（１）気候変動の影響を踏まえた治水計画や設計基準類の見直し

施策項目	これからの進め方及び数値目標（概ね５年）	関係府省庁
気候変動の影響を治水計画等へ反映し、地域の目標安全度を確保	・河川整備計画（目標流量）を20水系で見直し ・海岸保全基本計画を39都道府県で見直し ・気候変動の影響を考慮した下水道計画策定の推進	農水省・林野庁・水産庁・国交省
	・気候変動モデルの高度化により降雨量予測情報を高精度化 ・気候変動の観測成果・将来予測に関する情報の公表	文科省・気象庁

（２）流域全体を俯瞰した総合的かつ多層的な対策

施策項目		これからの進め方及び数値目標（概ね５年）	関係府省庁
①ハザードへの対応	利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化	・ 河川やダムの流域に着目した流域雨量予測情報の開発 ・一級水系に加え、二級水系においても、事前放流等の運用を実施 ・河川管理者・利水者等で構成される協議会の創設	厚労省・農水省・経産省・エネ庁・国交省・気象庁
	流域の雨水貯留浸透機能の向上・遊水機能の保全	・国有地を活用した貯留施設整備50箇所 ・田んぼダムに取り組む水田の面積　約３倍以上 ・森林整備・治山対策による森林の浸透・保水機能の発揮 ・雨水貯留浸透施設の設置900市町村 ・防災機能を備えるオープンスペースを確保した都市の割合75% ・グリーンインフラの取組事業化70自治体 ・遊水地や輪中堤による地域の実情に応じた災害復旧の推進 ・Ｅco-ＤRRの推進	財務省・農水省・林野庁・国交省・環境省
	戦略的な維持管理	・老朽化した河川管理施設の計画的な更新 ・三次元河川管内図の整備（109水系） ・橋梁、道路の流失対策 ・河道内伐採樹木等をバイオマス発電燃料等として有効利用	国交省・環境省
	氾濫が発生した場合でも、氾濫量の抑制や水防活動等により被害を軽減	・粘り強い構造の堤防整備 ・水防活動に必要な情報共有システムの構築 ・消防団の救助能力向上 ・海岸保全施設の整備	総務省（消防庁）・農水省・水産庁・国交省
	洪水時に大量に流出する土砂・流木の捕捉等	・よりリスクの高い流域において砂防堰堤や遊砂地等の事前防災対策を集中的に実施 ・きめ細かな治山ダムの配置や山腹崩壊対策などによる土砂流出の抑制 ・森林整備や治山ダムによる流木発生の抑制、透過型砂防堰堤や流木捕捉施設による流木の捕捉	林野庁・国土交通省
②暴露への対応	リスクの高い区域における土地利用・住まい方の工夫	・防災まちづくりの推進（防災指針作成600市町村） ・災害危険区域制度の活用 ・高台まちづくりの推進	国交省
	まちづくりや住まい方の工夫に必要な土地の水害リスク情報の充実	・国管理河川においては、リスクマップ（多段的な浸水想定区域図）を令和3年度内に作成 ・雨水出水（内水）浸水想定区域図の作成（約800団体） ・高潮浸水想定区域の指定（39都道府県） ・土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域の新規公表数（約56,000箇所）	国交省
③脆弱性への対応	土地の水災害リスク情報の充実・提供	・洪水浸水想定区域の指定（約17,000河川） ・雨水出水（内水）浸水想定区域図の作成（約800団体） ・高潮浸水想定区域の指定（39都道府県） ・土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域の新規公表数（約56,000箇所） ・浸水被害を踏まえた危険物の取扱 ・土地購入時の水災害リスク情報の提供	総務省（消防庁）・国交省
	避難体制の強化	・リアルタイム浸水把握の技術開発 ・一日先の雨量予測を用いた危険度分布の提供 ・水系一貫洪水予測モデルの開発 ・高潮、高波予測情報の発信 ・将来の気候変動下での台風や豪雨の影響評価 ・人工衛星の活用	文科省・国交省・気象庁・環境省
	避難行動を促すための情報・伝え方	・防災用語ウェブサイトを開設（令和3年6月） ・住民の防災意識向上訓練（1,388市町村） ・線状降水帯による大雨情報の提供 ・新たな避難情報の周知 ・災害発生のおそれ段階から、交通機関への影響等を加えて情報発信	内閣府（防災）・国交省・気象庁
	安全な避難先の確保	・避難地、避難場所の整備 ・道路の高架区間等の緊急避難場所としての活用 ・民間施設の避難場所指定 ・要配慮者利用施設の避難の実行性確保 ・学校、スポーツ施設の防災機能向上	内閣府（防災）・総務省（消防庁）・厚労省・文科省・国交省
	広域避難体制の構築	・広域避難の検討、調整の促進 ・広域避難のための予測情報の提供	内閣府（防災）・国交省・気象庁
	避難行動につながる平時の取り組み、避難計画づくり	・自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法の確立、マイ・タイムラインの取組拡大 ・民間企業が提供する防災アプリやサービスと連携し、避難行動を支援	内閣府（防災）・文科省・農水省・国交省・気象庁

流域治水推進行動計画の主な取組

施策項目		これからの進め方及び数値目標（概ね５年）	関係府省庁
③脆弱性への対応	経済被害の軽減	・水道施設（浄水場等）の浸水対策 ・下水道施設(揚水機能を確保)の耐水化 ・高層マンションの電気設備の浸水対策 ・企業の浸水対策 ・医療機関のBCP作成の促進 ・交通ネットワークを確保する治水・土砂災害対策 ・鉄道橋梁の流出防止対策	厚労省・経産省・国交省
	金融・保険業界に対する水害の回避・被害軽減のための情報提供	・洪水浸水想定区域データ等の水害リスク情報の提供 ・想定最大洪水浸水想定区域の指定（約17,000河川） ・住宅ローンによる誘導 ・グリーンボンドの推進	国交省・環境省
	関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化	・災害発生のおそれ段階からのTEC-FORCE等の派遣	国交省

（３）事前防災対策の加速

施策項目	これからの進め方及び数値目標（概ね５年）	関係府省庁
流域治水プロジェクト等による事前防災対策の加速化	・令和元年東日本台風及び令和２年７月豪雨における緊急治水対策プロジェクト（9水系）について、5～10年で再度災害防止対策を完了 ・一級水系及び二級水系において、流域治水プロジェクトを策定（550水系）	国交省・気象庁
水災害リスクを踏まえた防災まちづくりに取り組む地方公共団体を支援	・ガイドラインについて、今後の各地域での取組を通じて得られた知見及び新しく得られた科学的知見並びに法制度の改正等を反映し充実 ・多段的なハザード情報を提供（109水系）	国交省
農業水利施設の新技術の活用による防災のデジタル化・スマート化	・ダム等農業水利施設の貯水位等の遠隔把握の防災情報ネットワークの活用 ・ため池防災支援システムの活用	農水省

（４）防災・減災が主流となる社会に向けた仕組みづくり

施策項目	これからの進め方及び数値目標（概ね５年）	関係府省庁
あらゆる行政プロセスや、様々な事業に防災・減災の観点を取り入れた仕組みを構築	流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、「流域治水関連法」９法律を一体的に改正（公布：R３.5.10） 1.特定都市河川浸水被害対策法、2.河川法、3.下水道法、4水防法、5.土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、6.都市計画法、7.防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、8.都市緑地法、9.建築基準法 を一体的に改正	国交省
防災・減災の日常化	・小中学校における防災教育・環境教育の支援 ・流域治水シンポジウムの開催	文科省・国交省・気象庁・環境省
規制手法や誘導的手法を用いた「流域治水」の推進	・流域治水に取り組む市町村数（900市町村） ・より水災害リスクの低い地域への土地利用の誘導 ・災害レッドゾーンにおける危険な自己業務用施設に係る開発許可件数（令和4年度：0件）	国交省
経済的インセンティブによる「流域治水」の推進	・民間損害保険における水害リスク補償の安定的な供給 ・農業用ダムやため池等の農業水利施設の洪水調節機能強化に資する整備を補助 ・水災害リスクを回避・軽減するためのすまい方の工夫補助	金融庁・農水省・国交省
流域治水の調整を行う場の設置	・流域治水協議会の設置（550水系） ・気候変動適応広域協議会（7ブロック）	国交省・環境省
グリーンインフラの活用	・全国で持続可能で魅力ある地域（防災×自然×経済・観光）づくりを推進するため「流域治水×グリーンインフラ」を策定・推進（109水系） ・水田の貯留機能向上、農地の保全	農水省・国交省・環境省

（流域治水推進行動計画作成主体）

流域治水推進の推進に向けた関係省庁実務者会議（１６省庁）

水害の激甚化等を踏まえ、「流域治水」の推進に向けて、関係行政機関相互の緊密な連携・協力の下、総合的な検討を行うため、流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議を開催。

国土交通省（議長）・内閣府・金融庁・財務省・総務省・消防庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・林野庁・水産庁・経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・気象庁・環境省

助言等を実施

課題等を共有

地域での取り組み「流域治水協議会」

全国１０９の一級水系のすべてにおいて、河川管理者、都道府県、市町村等の関係者からなる「流域治水協議会」を設置し、令和３年３月に各地域の特性を踏まえた「流域治水プロジェクト」を公表。

流域治水対策等の主な支援事業

※建政順にて記載。令和5年4月時点

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	所管官庁	支援先	詳細(HP)	掲載箇所
利水ダムを含む既存ダムの洪水調節機能の強化	利水ダム等における事前放流の更なる推進	特別交付税措置	事前放流に伴う損失補填	二級水系の河川管理者である都道府県が利水ダム等の事前放流に伴う損失補填を 行う場合に特別交付税措置(措置率 0.8)を講じる。(一級水系の都道府県所管の多目的ダムも同様)	総務省	河川管理者	https://www.mlit.go.jp/page/content/001379033.pdf ※P4参照	
	農業水利施設の活用	直轄	国営かんがい排水事業	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備	農林水産省	直轄事業	PR版 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R5_zentai/attach/pdf/R5_zentai-67.pdf	7
		補助金	水利施設整備事業	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 農業用ダムにおける水利用の調査及び洪水調節効果の検証等 市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	PR版 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R5_zentai/attach/pdf/R5_zentai-66.pdf https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R5_zentai/attach/pdf/R5_zentai-49.pdf	7 10
		補助金	水資源機構かんがい排水事業	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 農業用ダムにおける水利用の調査及び洪水調節効果の検証等	農林水産省	独立行政法人(水資源機構)	https://www.maff.go.jp/j/nousin/nn_youkou/attach/pdf/youkou-28.pdf	
		補助金	基幹水利施設管理事業	流域治水プロジェクト等に位置付けられた国営造成施設の維持管理	農林水産省	地方公共団体(県、市町村)	PR版 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R5_zentai/attach/pdf/R5_zentai-50.pdf	8
		補助金	水利施設管理強化事業	流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設の流域治水のための取組	農林水産省	地方公共団体(県、市町村)	PR版 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R5_zentai/attach/pdf/R5_zentai-7.pdf	8
		補助金	農村地域防災減災事業	洪水調節機能の強化に資するため池整備等	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	PR版 https://www.maff.go.jp/j//nousin/soumu/yosan/R5_zentai/attach/pdf/R5_zentai-61.pdf	9
	利水ダムの事前放流の強化	補助金	利水ダム治水機能施設整備費補助	利水ダム設置者が事前放流を行うために必要となる放流施設の整備等を行う事業	国土交通省	利水ダム設置者(民間事業者、地方公共団体、公営企業局　等)	https://www.mlit.go.jp/river/dam/dam_risui.html	9
	利水ダム等における事前放流の更なる推進	税制特例	事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る特例措置(固定資産税等)	事前放流のために利水ダムの放流施設を整備した場合に、民間事業者等が整備 する当該施設の治水に係る部分の固定資産税を非課税とする	国土交通省	民間事業者等(民間事業者、地方公共団体、公営企業局　等)	https://www.mlit.go.jp/page/content/001379033.pdf ※P4参照	
流域の雨水貯留浸透機能の向上・遊水機能の保全	水田の貯留機能向上	補助金	農業競争力強化農地整備事業	水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取り組む地域で実施される農地整備	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	https://www.maff.go.jp/j/nousin/keiiku/noutiseibi/ https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R5_zentai/attach/pdf/R5_zentai-49.pdf	10
		補助金	農地中間管理機構関連農地整備事業	水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取り組む地域で実施される農地整備	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	https://www.maff.go.jp/j/nousin/keiiku/noutiseibi/ https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R5_zentai/attach/pdf/R5_zentai-49.pdf	10
		補助金	中山間地域農業農村総合整備事業	水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取り組む地域で実施される農地整備	農林水産省	地方公共団体(県、市町村)	https://www.maff.go.jp/j/nousin/seibi/sogo/s_seibi/index2.html	
		交付金	農地耕作条件改善事業	水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取り組む地域で実施される農地整備	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	https://www.maff.go.jp/j/nousin/keiiku/noutiseibi/ https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R5_zentai/attach/pdf/R5_zentai-49.pdf	10
		交付金	多面的機能支払交付金	水田の雨水貯留機能の強化(「田んぼダム」)を推進する活動	農林水産省	市町村長が事業計画を認定した活動組織又は広域活動組織	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html	
		直轄	国営農用地再編整備事業	洪水調節機能の強化に資する排水施設の整備 水田の貯留機能向上のための「田んぼダム」等に取り組む地域で実施される農地整備	農林水産省	直轄事業	PR版 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R5_zentai/attach/pdf/R5_zentai-41.pdf https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R5_zentai/attach/pdf/R5_zentai-49.pdf	10
	農地の保全	交付金	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動	農林水産省	市町村長が事業計画を認定した農業者団体等	http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html	
		交付金	多面的機能支払交付金 ※再掲	水田の雨水貯留機能の強化(「田んぼダム」)を推進する活動	農林水産省	市町村長が事業計画を認定した活動組織又は広域活動組織	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html	
	森林の浸透・保水機能の発揮	補助金等	森林整備事業	森林の水源涵養機能(洪水緩和機能)の発揮等を目的とした、森林所有者等や国立研究開発法人森林研究・整備機構の実施する間伐等の森林整備やこれに必要な路網整備	林野庁	地方公共団体	http://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/zourinkikaku/shinrinseibi_aramashi.html	
		補助金等	治山事業	荒廃渓流の安定化や崩壊地の復旧のための治山ダム等治山施設の設置や保安林の整備等	林野庁	都道府県	https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_3.html	
	農地等の貯留機能の活用	税制特例	貯留機能保全区域の指定に係る特例措置(固定資産税・都市計画税)	貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を2/3～5/6とする。	国土交通省	土地所有者	https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/index.html#05	
		交付金	統合河川環境整備事業	貯留機能保全区域内では、河川管理者により生物の連続した生息・生育・繁殖環境の創出等の環境整備	国土交通省	河川管理者	https://www.mlit.go.jp/page/content/001600550.pdf ※交付対象事業の要件P242参照	
	雨水貯留浸透施設 ・貯留・浸透機能を持つ施設の整備 ・既設の調整池、池沼又は溜め池の改良	補助金	特定都市河川浸水被害対策推進事業	・特定都市河川に指定済み又は指定予定である河川で、流域水害対策計画の策定、変更 ・特定都市河川流域で河川の整備、雨水貯留浸透施設の整備、浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定と併せた二線堤の築造、排水施設の整備　等	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)、民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/index.html	
	雨水貯留浸透施設	特別交付税措置	特定都市河川浸水被害対策推進事業	当該事業で民間事業者等が実施する雨水貯留浸透施設の整備費用の一部を都道府県等が負担する場合、負担額の5割について特別交付税措置を講ずる	国土交通省	地方公共団体(都道府県等)	https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/index.html#05	

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	所管官庁	支援先	詳細(HP)	掲載箇所
	雨水貯留浸透施設 ・各戸貯留 ・池沼及びため池　等	交付金	流域貯留浸透事業	一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能を持つ施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)、民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/gaiyou/panf/pdf/2022/kasengaiyou2022_4.pdf	
流域の雨水貯留浸透機能の向上・遊水機能の保全	雨水貯留浸透施設 (特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定された特定都市河川流域において同法第11条に基づく認定計画に基づき設置されたもの)	税制特例	浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置(固定資産税)	流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく認定計画に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を1/6～1/2とする。	国土交通省	民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/index.html#03	
	地方公共団体が助成する雨水流出抑制施設　等	交付金	新世代下水道支援事業	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)		
	・雨水貯留浸透施設 地方公共団体が助成する ・透水性舗装 ・防水ゲート、止水板等	交付金	下水道浸水被害軽減総合事業	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)		
	雨水貯留浸透施設 ・住宅宅地事業と関連して整備が必要となる防災調整池　等	交付金	住宅市街地基盤整備事業	住宅宅地事業に関連する一級河川又は二級河川における、計画高水流量を低減する調節池等の整備等	国土交通省	地方公共団体	社会資本整備総合交付金要綱に掲載 https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html	
	100mm/h安心プラン	―	本プランを策定することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等	＜策定主体＞ 市町村および河川管理者、下水道管理者等	国土交通省	＜策定主体＞ 市町村および河川管理者、下水道管理者等	https://www.mlit.go.jp/river/kasen/main/100mm/	10
	流域治水型の災害復旧制度(輪中堤、遊水地の整備)の創設(令和4年度～)	―	災害復旧事業 災害復旧事業査定設計委託費補助	・河川整備計画への位置づけ等を条件として、災害復旧事業により、下流における追加の改修を必要としない対策(輪中堤、遊水地の整備)を実施可能にする。 ・加えて、輪中堤、遊水地に係る査定設計委託費を補助	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)	https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/yosan/gaiyou/yosan/r04/yosangaiyou_r401.pdf ※p14「流域治水型災害復旧制度の創設」をご参照ください	
	遊水地内の堆積土砂撤去(令和5年度～)	―	災害復旧事業	土砂等の堆積により遊水地の洪水調節機能や施設機能(水門や排水路等)を阻害する場合の当該土砂等の撤去	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)	https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/yosan/gaiyou/yosan/r05/yosangaiyou_r501.pdf ※p8「災害復旧事業による遊水地内の迅速な堆積土砂撤去」をご参照ください	
氾濫が発生した場合でも、氾濫量の抑制や水防活動等により被害を軽減	農業水利施設の活用	直轄	国営かんがい排水事業 ※再掲	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備	農林水産省	直轄事業	PR版 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R5_zentai/attach/pdf/R5_zentai-67.pdf	7 ※再掲
		補助金	水利施設整備事業 ※再掲	施設更新に合わせた洪水調節機能の強化に資する施設整備等 農業用ダムにおける水利用の調査及び洪水調節効果の検証等 市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区)	PR版 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R5_zentai/attach/pdf/R5_zentai-66.pdf https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R5_zentai/attach/pdf/R5_zentai-49.pdf	7 10 ※再掲
		直轄	国営総合農地防災事業	市街地・集落を含む農村地域の排水を担う排水施設の整備や洪水調節機能の強化に資する施設の整備等	農林水産省	直轄事業	PR版 https://www.maff.go.jp/j//nousin/soumu/yosan/R5_zentai/attach/pdf/R5_zentai-61.pdf	
		補助金	基幹水利施設管理事業 ※再掲	流域治水プロジェクト等に位置付けられた国営造成施設の維持管理	農林水産省	地方公共団体(県、市町村)	PR版 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R5_zentai/attach/pdf/R5_zentai-50.pdf	8 ※再掲
		補助金	水利施設管理強化事業 ※再掲	流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設の流域治水のための取組	農林水産省	地方公共団体(県、市町村)	PR版 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R5_zentai/attach/pdf/R5_zentai-7.pdf	8 ※再掲
		補助金	農業水路等長寿命化・防災減災事業	流域治水対策のために行う農業用用排水施設等の整備	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、改良区等)	PR版 https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R5_zentai/attach/pdf/R5_zentai-56.pdf	11
	海岸保全施設の整備	交付金 補助金	海岸事業	高潮・高波等に対する防災・減災を目的として、地方公共団体等が行う海岸保全施設の整備等	農林水産省 国土交通省	海岸管理者(都道府県等)	(農林水産省) https://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html ※別紙11(海岸保全施設に係る運用)参照 (国土交通省) https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html ※交付対象事業の要件(海岸事業を参照)	
	下水道施設(雨水管、雨水ポンプ、雨水貯留施設等)の整備、耐震化、耐水化	交付金	通常の下水道事業	公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)		
		交付金	下水道浸水被害軽減総合事業　(再掲)	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト含めて総合的に実施する都市浸水対策	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)		
		交付金	都市水害対策共同事業	下水道事業と河川事業とが連携・共同して行う、相互の施設をネットワーク化するための管渠、ポンプ施設等の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)		
		交付金	新世代下水道支援事業(再掲)	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)		
		補助金	下水道床上浸水対策事業(下水道防災事業費補助)	大規模な再度災害防止のための下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)		
		補助金	事業間連携下水道事業(下水道防災事業費補助)	河川事業と連携して実施する下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)		
		補助金	大規模雨水処理施設整備事業(下水道防災事業費補助)	雨水処理を担う大規模な下水道施設の整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)		
		補助金	官民連携浸水対策下水道事業(下水道防災事業費補助)	公共下水道管理者等の認定を受けた民間の雨水貯留浸透施設の整備	国土交通省	民間事業者等		

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	所管官庁	支援先	詳細(HP)	掲載箇所
		税制特例	浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置(固定資産税)	浸水被害対策区域において、下水道法に基づく認定計画に基づき民間事業者等が整備した雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税を1/6～1/2に軽減	国土交通省	民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/yosan/gaiyou/yosan/r03/yosangaiyou_r301.pdf ※制度の詳細については、担当課にお問い合わせください。 (担当:国土交通省　水管理・国土保全局　下水道部)	
	100mm/h安心プラン	―	本プランを策定することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等 ※再掲	＜策定主体＞ 市町村および河川管理者、下水道管理者等	国土交通省	＜策定主体＞ 市町村および河川管理者、下水道管理者等	https://www.mlit.go.jp/river/kasen/main/100mm/	10 ※再掲
洪水時に大量に流出する土砂・流木の捕捉等	治山事業	補助金	治山事業 ※再掲	荒廃渓流の安定化や崩壊地の復旧のための治山ダム等治山施設の設置や保安林の整備等	林野庁	都道府県	https://www.rinya.maff.go.jp/j/tisan/tisan/con_3.html	
	砂防堰堤、床固工群等の整備	交付金	通常砂防(・火山砂防)事業	流域における荒廃地域の保全及び土石流や火山噴火等に伴う火山泥流、火砕流、溶岩流等の土砂災害から下流部に存在する人家、公共施設等を守ることを主たる目的とし、砂防堰堤等の砂防設備の整備を実施する事業	国土交通省	地方公共団体(都道府県)	https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/sabo/pdf/outline_of_sabo_works_2023.pdf	
	排水施設、擁壁等の地すべり防止施設の整備	交付金	地すべり対策事業	人家、公共建物、河川、道路等の公共施設等に対する地すべり等による被害を除却し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とし、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業	国土交通省	地方公共団体(都道府県)	https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/sabo/pdf/outline_of_sabo_works_2023.pdf	
	擁壁工、排水工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備	交付金	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全とに資することを目的とし、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置、その他急傾斜地の崩壊を防止するために実施する事業	国土交通省	地方公共団体(都道府県)	https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/sabo/pdf/outline_of_sabo_works_2023.pdf	
	土砂・洪水氾濫が生じた場合の危険性が著しく高い流域等における砂防関係施設の整備	補助金	大規模特定砂防等事業	土砂・洪水氾濫対策計画等に位置付けられた大規模な基幹施設、および本事業の整備効果を高めるために都道府県が都道府県単独事業や交付金事業を実施中、又は実施見込みの箇所における事業	国土交通省	地方公共団体(都道府県)	https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/sabo/pdf/outline_of_sabo_works_2023.pdf	
	異なる事業の連携が必要となる箇所において、砂防関係施設の整備	補助金	事業間連携砂防等事業	河川事業や道路事業と連携した土砂・洪水氾濫対策、道路保全対策、河道閉塞対策のための砂防関係施設の整備を実施する事業	国土交通省	地方公共団体(都道府県)	https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/sabo/pdf/outline_of_sabo_works_2023.pdf	
	住居や基礎的な公共インフラを集約しようとする地域を優先的に保全する砂防関係施設の整備	補助金	まちづくり連携砂防等事業	居住誘導区域および地域生活拠点として指定された区域、または指定しようとする区域、もしくは居住誘導区域や地域生活拠点を接続する主要幹線道路、鉄道等を保全する事業	国土交通省	地方公共団体(都道府県)	https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/sabo/pdf/outline_of_sabo_works_2023.pdf	
リスクの高い区域における土地利用・すまい方の工夫	二線堤整備	交付金	総合流域防災事業 (洪水氾濫域減災対策事業)	流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施する事業	国土交通省	地方公共団体(市町村)	https://www.mlit.go.jp/page/content/001600550.pdf ※交付対象事業の要件P422参照	
	家屋移転	交付金						
	二線堤整備	補助金	特定都市河川浸水被害対策推進事業	浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定にあわせた地方公共団体や民間事業者等による二線堤の築造等	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)、民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/index.html	
	二線堤整備	特別交付税措置	特定都市河川浸水被害対策推進事業	当該事業で民間事業者等が実施する二線堤の整備費用の一部を都道府県等が負担する場合、負担額の5割について特別交付税措置を講ずる	国土交通省	地方公共団体(都道府県等)	https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/index.html	
	宅地嵩上げ	交付金	土地区画整理事業	立地適正化計画に位置付けた防災対策として実施する土地区画整理事業について、一定の要件を満たす場合に、土地の嵩上げ費用及びそれに係る移転補償費の一部を都市再生区画整理事業の補助限度額へ算入可能	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/kukakuseiri/kukakuseiri01.htm	
	水災害リスクのある場所を含む地区における住環境の整備	交付金	小規模住宅地区改良事業	地方公共団体が移転勧告等を行った住宅等、不良住宅が集合する地区における住環境の整備改善又は災害の防止のための不良住宅の除却、従前居住者向けの住宅の建設、生活道路等の整備等	国土交通省	地方公共団体	社会資本整備総合交付金要綱に掲載 https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html	
	二線堤等の保全	税制特例	浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置	浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税を減免	国土交通省	土地所有者	https://www.mlit.go.jp/page/content/001579075.pdf ※P38参照	11
	浸水防止用設備(防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機)の整備	税制特例	浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備に係る固定資産税を減免	国土交通省	民間事業者	https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/bousai-gensai-suibou01-sankou01.pdf	12
	災害ハザードエリアからの移転	補助金	都市構造再編集中支援事業	病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の安全なまちなかへの移転等を促進するため、地方公共団体や民間事業者等が行う施設整備等	国土交通省	地方公共団体、民間事業者等	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001359522.pdf	12
		補助金	防災集団移転促進事業	住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、地方公共団体が行う住宅団地の整備等	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001475362.pdf	13
		補助金	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業	立地適正化計画に記載された防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価を実施する事業	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html	
		交付金	がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転の費用を補助する事業等を実施する市町村を支援する事業	国土交通省	市町村 (市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県も可)	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000144.html ページ内「○がけ地近接等危険住宅移転事業(概要)」	13
	建築物改修等	交付金	災害危険区域等建築物防災改修等事業	災害危険区域等を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物等の安全性向上のため、災害危険区域等に存する既存不適格建築物等について、建築制限に適合させる改修等の費用を補助する事業等を実施する地方公共団体を支援する事業	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000144.html ページ内「○災害危険区域等建築物防災改修等事業(概要)」	14
	既存住宅の浸水対策改修	補助金	長期優良住宅化リフォーム推進事業	既存住宅の浸水対策改修による防災性の向上	国土交通省	民間事業者等	https://www.kenken.go.jp/chouki_r/	
	立地適正化計画の作成	補助金	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業	「流域治水」の考え方なども踏まえ、立地適正化計画において居住誘導区域等の防災・減災対策を定める「防災指針」の作成	国土交通省	地方公共団体等	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000054.html	

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	所管官庁	支援先	詳細(HP)	掲載箇所
土地の水災害リスク情報の充実	浸水想定区域図、ハザードマップ等作成	交付金	効果促進事業	基幹事業(流域内のハード対策等)と一体となったソフト対策として、浸水想定区域図、ハザードマップ等の作成・印刷を支援するもの。	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)	https://www.mlit.go.jp/page/content/001478022.pdf	
		交付金	水害リスク情報整備推進事業	全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業(ハード整備)を実施していない河川で、洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップの作成・印刷を支援するもの	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)		
		交付金	内水浸水リスクマネジメント推進事業	浸水シミュレーションによる内水浸水想定区域図の作成、避難行動等に資する情報・基盤整備、雨水管理総合計画の策定 を行う事業	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)		
		交付金	津波・高潮危機管理対策緊急事業	ソフト対策(津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等)	農林水産省 国土交通省	海岸管理者(都道府県等)	(農林水産省) https://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html ※別紙11(海岸保全施設に係る運用)参照 (国土交通省) https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html ※交付対象事業の要件(海岸事業を参照)	
安全な避難先の確保	学校及びスポーツ施設の防災機能の向上	交付金	学校施設環境改善交付金	公立学校施設において、雨水貯留槽や暗渠排水機能等、防災機能を向上させるための整備	文部科学省	地方公共団体(都道府県、市区町村)	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/main11_a2.htm	
		補助金	国立大学法人等施設整備費補助金	国立大学法人等が行う雨水貯留槽や暗渠排水設備等、防災機能を向上させるための整備	文部科学省	国立大学法人等施設管理者(国立大学法人、独立行政法人)	https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/kokuritu/index.htm	
		補助金	私立学校施設整備費補助金	私立学校(幼～大)施設における貯水槽や暗渠排水機能等、防災機能を向上させるための整備	文部科学省	私立学校施設設置者	(高校等) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/003/001.htm (大学等) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/015.htm	
	避難路・避難場所等の整備	交付金	都市防災総合推進事業	避難路や避難場所となる公共施設の整備や防災まちづくり計画の策定等に対する支援	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001475450.pdf	14
	避難通路等の整備	交付金	市街地再開発事業等	市街地再開発事業等における防災関連施設を含めた共同施設の整備	国土交通省	地方公共団体等	https://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000060.html	
		交付金	津波・高潮危機管理対策緊急事業	津波対策としての管理用通路の整備、 避難用通路の設置(堤防スロープ等)	農林水産省 国土交通省	海岸管理者(都道府県等)	(農林水産省) https://www.maff.go.jp/j/study/other/e_mura/oomori/n-koufukin.html ※別紙11(海岸保全施設に係る運用)参照 (国土交通省) https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html ※交付対象事業の要件(海岸事業を参照)	
	避難場所の確保	補助金	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業	地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで支援	国土交通省	地方公共団体、 民間事業者等		15
	都市安全確保拠点の整備	交付金	都市安全確保拠点整備事業	災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地(都市計画法に規定する「一団地の都市安全確保拠点施設」に限る。)を整備するために支援を行う事業をいう。	国土交通省	地方公共団体	https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/renrakukaigi/dai01kai_takadai/doc5-2.pdf	
経済被害の軽減	要配慮者利用施設(医療機関、社会福祉施設等)の浸水対策	交付金	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備	こども家庭庁	地方公共団体(都道府県、市区町村)		
		交付金	就学前教育・保育施設整備交付金	保育所等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備	こども家庭庁	地方公共団体(都道府県、市区町村)		
		交付金	医療施設浸水対策事業	浸水想定区域等に所在し、地域の医療提供体制の観点から浸水想定区域等から移転することができない政策医療実施機関等が行う医療用設備や電気設備の移設や止水板等の設置等の浸水対策	厚生労働省	民間事業者		
		補助金	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者支援施設等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備	厚生労働省	地方公共団体(都道府県、指定都市、中核市)		
		交付金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 (水害対策強化事業)	高齢者施設等における防災・減災対策を推進するため、高齢者施設等が行う水害対策に伴う改修等	厚生労働省	地方公共団体(都道府県、市区町村)		
	水道施設(浄水場等)の浸水対策	補助金	水道水源開発等施設整備費国庫補助金 (水道施設機能維持整備費)	浸水想定区域等に位置し、浸水災害により給水停止となる恐れがある基幹となる浄水施設等に対して、浸水災害への対策工事として防水扉等を整備する事業	厚生労働省	地方公共団体	https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001083524.pdf	
	事業継続力強化計画認定制度	税制特例 交付金	中小企業防災・減災投資促進税制 中小企業強靭化対策事業 (中小機構運営費交付金)	中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画	中小企業庁	民間事業者(中小企業・小規模事業者)	https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm#seido	
自然環境の持つ多様な機能を活かすグリーンインフラの活用	環境整備	交付金	統合河川環境整備事業	指定区間内の一級河川又は二級河川等の魚道の整備や自然環境の保全・復元、「水辺の楽校構想」や「かわまちづくり計画」に位置づけられた整備	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)	https://www.mlit.go.jp/page/content/001600550.pdf ※交付対象事業の要件P242参照	
	グリーンファイナンス	補助金	グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業(環境保全対策関連部門)	気候変動への適応、環境イノベーションに向けた研究開発、循環経済ビジネス等のグリーンプロジェクトを資金使途とするグリーンボンド、グリーンローン、サステナビリティボンド、また、同対象についてKPIを掲げるサステナビリティ・リンク・ボンド、サステナビリティ・リンク・ローンの発行等への支援	環境省	＜補助先＞評価会社等民間事業社 ＜支援先＞地方公共団体、民間事業社等	https://greenfinanceportal.env.go.jp/pdf/r5_jigyogaiyo_kankyohozentaisaku.pdf	15

国営かんがい排水事業＜公共＞

【令和５年度予算概算決定額　102,464（105,264）百万円】
(令和４年度補正予算額　12,815百万円)

＜対策のポイント＞
農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用用排水施設の整備を行い、**農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良**を図ります。

＜事業目標＞
○　機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
○　更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割［令和７年度まで］）
○　更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合（10割［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

農業用水の確保、適期・適量供給、排水改良を図るため基幹的な農業水利施設の整備・更新を行います。

1．一般型
地域に適した水利・排水システムの確立のために行う農業用用排水施設の整備
【実施要件】受益面積3,000ha以上 等

2．特別型
・高収益作物の導入・転換に必要な畑地化・汎用化を行うための整備
・担い手への農地集積を目的とした水利システムの再編を行うための整備
・治水協定ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能の強化を行うための整備
・老朽化等による機能低下が見られる施設の集約・再編を伴う整備
・突発事故発生時の事後保全対策、事故リスクのある箇所の予防保全対策及び施設の長寿命化対策の一体的な実施
・小水力等発電施設の導入や用排水機の省エネルギー化等、低炭素型の農業水利システムへの移行のための整備を加速して推進（附帯事業として、省エネ化による所定のエネルギー消費効率の改善に対し促進費を交付）
【実施要件】受益面積500ha以上 等　　※下線部は拡充内容

＜事業実施主体＞
国（国費率：農林水産省2/3、北海道・離島75%、沖縄・奄美90% 等）

＜事業イメージ＞

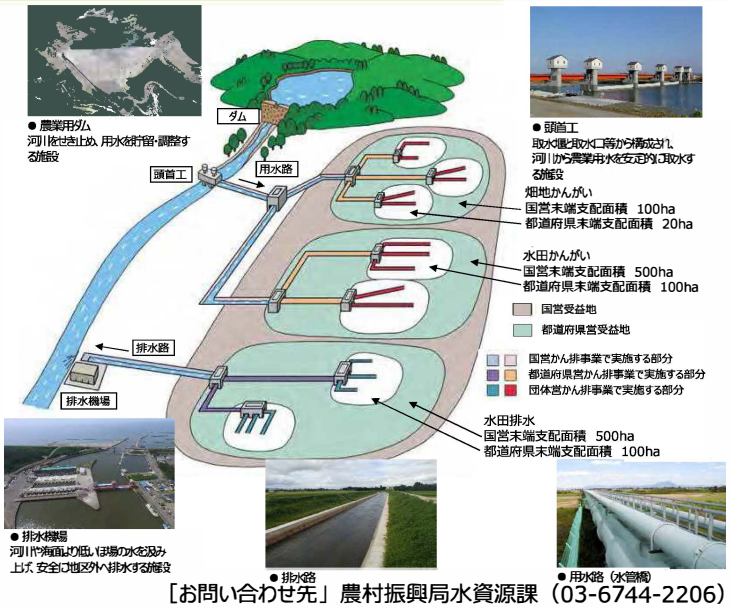

［お問い合わせ先］農村振興局水資源課（03-6744-2206）

農業競争力強化基盤整備事業のうち

水利施設整備事業＜公共＞

【令和５年度予算概算決定額　63,319（62,717）百万円の内数】
(令和４年度補正予算額　81,975百万円の内数)

＜対策のポイント＞
農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、**パイプライン化・ICT化等により水利用の高度化、水管理の省力化**を図ります。

＜事業目標＞
○　機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
○　更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合（10割［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

1．基幹的な農業水利施設等(ダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等)の整備
地域の営農方針に応じて農業水利施設の新設、廃止又は変更を実施

2．基幹的な農業水利施設等の長寿命化対策や施設の集約・再編
機能保全計画に基づき、農業水利施設の更新・長寿命化対策や集約・再編を実施

3．農業用ダムの洪水調節機能の強化を含む流域治水対策の推進
①農業用ダムの放流施設の整備や堆砂対策、水位計等の水管理システム整備を実施
②田んぼダムに取り組む地域において基幹から末端までの施設を一体的に整備

4．脱炭素化の推進
小水力発電施設の導入や用排水機の省エネ化等を加速して推進
【附帯事業】 省エネ化の取組によるエネルギー消費効率の改善に対する促進費

5．戦略作物(麦・大豆等)の作付や農地の集積・集約を促進するための水利システムの確立
①担い手への農地集積を推進するための農業水利施設の整備等を実施
②**作付転換に伴う農業水利施設の集約・再編等を実施**
【附帯事業】 中心経営体への農地集積・集約に応じた促進費、**作付転換に応じた推進費**

6．管理の省力化・低コスト化に資する簡易な農業水利施設の整備
ゲート・分水工の自動化など、管理の省力化等に資する簡易な整備を実施

7．施設を効率的に整備・活用するための調査・実施計画策定等
水利用の調整や施設計画・機能保全計画の策定を実施

＜事業の流れ＞
国 → 1/2、定額 等 → 民間団体等（都道府県、市町村を含む）

【実施要件】 受益面積200ha以上　等

※下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］農村振興局水資源課（03-3502-6246）

基幹水利施設管理事業＜公共＞

【令和５年度予算概算決定額　4,499（3,450）百万円】
（令和４年度補正予算額　523百万円）

＜対策のポイント＞
大規模で公共･公益性の高い国営造成施設の管理に係る経費を助成し、**施設機能の適正な発揮を確保**します。

＜事業目標＞
安定的な用水供給と良好な排水条件の確保

＜事業の内容＞

国営土地改良事業によって造成された一定規模以上の**地方公共団体が管理している施設**について、**国が維持管理に係る経費の一部を助成**し、施設機能の適正な発揮を確保します。

1．一般型（国庫補助率：30%（流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設は1/3））
次の要件全てに該当する、ダム、頭首工、用排水機場、排水樋門及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路
① 国により都道府県または市町村へ管理委託されたものであること
② １施設当たりの受益面積がおおむね1,000（地盤沈下地帯にあっては500）ha 以上、畑を受益とするものにあっては300（地盤沈下地帯にあっては100）ha 以上
③ 非農地率がおおむね10%以上
④ 施設の規模等に係る要件に該当する施設又は流域治水プロジェクト等に位置付けられた施設

2．特別型（国庫補助率：40%又は1/3）
次の要件全てに該当するダム、頭首工、排水機場、防潮水門
① 国により都道府県へ管理委託されたものであること
② １施設当たりの受益面積がおおむね3,000ha 以上
③ 非農地率がおおむね20%以上
④ それぞれの施設の区分ごとの規模要件に該当するもの

＜事業の流れ＞

国 → 30～40% → 都道府県
国 → 都道府県 → 市町村

＜事業イメージ＞

（ダム）

（頭首工）

（用水機場）

（排水機場）

（排水樋門）

（排水分水ゲート）

（幹線水路）

（防潮水門）

［お問い合わせ先］農村振興局水資源課（03-3591-7073）

水利施設管理強化事業＜公共＞

【令和５年度予算概算決定額　2,536（2,086）百万円】
（令和４年度補正予算額　1,199百万円）

＜対策のポイント＞
国営造成施設等の管理について、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

＜事業目標＞
安定的な用水供給と良好な排水条件を確保

＜事業の内容＞

集中豪雨の頻発化等によって農業水利施設の公的な役割が増大し、施設管理が複雑化･高度化していることから、施設の役割に応じた支援を行い、農業水利施設の有する多面的機能の適正な発揮を図ります。

1．一般型（国庫補助率：１／２）
【対象施設】管理強化計画に基づき土地改良区等が管理する国営及び国営附帯県営造成施設
【対象経費】① 防災･減災機能を有する施設：洪水調節機能強化等を含む多面的機能の発揮に対応した費用（維持管理費の「0.75/1.75」相当）
② ①以外の施設：多面的機能の発揮に対応した費用（維持管理費の「0.6/1.6」相当）
③ 土地改良区等管理施設の整備補修に要する費用

2．特別型（国庫補助率：１／２）
【対象施設】洪水調節機能強化に取り組む農業用ダム及び流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業用ため池、排水機場等の農業水利施設（１．の対象施設を除く）
【対象経費】流域治水のための取組に要する費用

＜事業の流れ＞

国 → 1/2 → 都道府県
国 → 都道府県 → 市町村

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］農村振興局水資源課（03-6744-1363）

農村地域防災減災事業＜公共＞

【令和５年度予算概算決定額　41,119（40,725）百万円】
（令和４年度補正予算額　40,011百万円）

＜対策のポイント＞
地震・集中豪雨等による災害を防止し、**農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進**します。

＜事業目標＞
湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積　（約21万ha［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

1．防災・減災対策にかかる計画の策定（調査計画事業）
・ 地域の防災減災対策に必要な諸条件に関する調査・農村地域防災減災総合計画の策定等

2．農業用施設等の整備（整備事業）
・ 自然的、社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等

＜事業の流れ＞

国 →（1/2、定額等）→ 都道府県

国 →（1/2、定額等）→ 都道府県 → 市町村 等

＜事業イメージ＞

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進

［お問い合わせ先］ 農村振興局防災課（03-6744-2210）

利水ダムの放流施設の整備等に対する補助制度の概要

参考

国土交通省では、利水ダムが事前放流を行うにあたり、放流施設の整備等（放流管の増設、洪水吐ゲートの改良等）が必要となる場合において、その費用の一部を補助します。

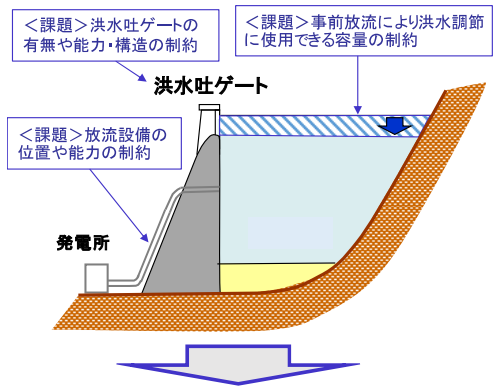

既存施設の改良等に要する費用の一部を補助

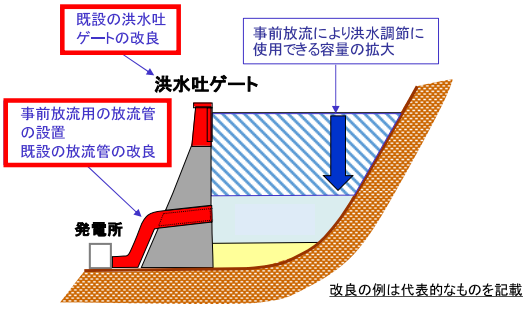

【対象事業】
一級河川又は二級河川の利水ダムであって、利水ダム設置者が放流施設の整備等を行うことで、事前放流の強化による一定の治水効果が見込まれる事業を対象とします。
※ただし、一定の治水効果の見込みや、事業完了後のダムの操作が適切に実施される見込みであること等について、評価・審査を行います。

【補助対象事業者】
利水ダム設置者※（民間事業者、地方公共団体、公営企業局等）を対象とします。
※利水ダム設置者とは、河川法第二十六条第一項の許可を受けてダムを築造した者で、河川法第三十三条の規定によりその地位を継承した者も含む。

【補助対象経費】
放流施設等の整備のための本工事費並びに測量設計費、用地費及補償費のうち、国土交通省が認める費用とします。

【補助率】
補助対象経費の1／2以内とします。
ただし、都道府県知事が管理する区間に設置された利水ダムの場合、当該区間を管理する都道府県知事が費用の一部を負担するものとします。

【事業採択手続き】
事業内容の評価・審査を行い、事業採択の可否を決定し事業主体に対し書面により通知します。
複数年にわたる事業は、各年度の計画を作成することで応募可能です。

※予算の範囲内での事業採択となります

農業農村整備事業における「田んぼダム」の取組の推進

＜対策のポイント＞
水田の落水口に流出量を抑制する堰板等をとりつけ、水田に降った雨を一時的に貯留することで、実施する地域や下流域の河川や水路における水位の急上昇を抑え、浸水被害リスクを低減させる**「田んぼダム」の取組を推進**します。

＜事業の内容＞

1．「田んぼダム」の取組に対する支援

「田んぼダム」の取組を推進するため、調整活動や畦畔再構築等を定額で支援します。
【主な助成単価】 畦畔築立 14万円/100m、排水口整備 ４万５千円/箇所（令和4年度単価）
【対象事業】
農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、国営農用地再編整備事業、農地耕作条件改善事業

2．「田んぼダム」の効果発現に向けた支援

「田んぼダム」の取組地域において、湛水による営農への影響を最小限にし、営農再開に向けて速やかな排水を行うため、基幹から末端までの農業水利施設の一体的な整備等を支援します。
【対象事業】
水利施設整備事業（流域治水推進型）

【実施要件】
- 「田んぼダム」の取組等を定めた計画を策定すること
- 受益面積の５割以上で「田んぼダム」の取組が実施又は実施見込みであること

【対象地域】
①流域治水プロジェクトが策定・公表された水系又は当該年度中に策定・公表される見込みの水系で実施するもの
②治水協定の締結が完了している水系又は当該年度中に締結される見込みの水系で実施するもの
③地方自治体が策定・締結する防災に係る計画・協定に位置づけられたもの又は当該年度中に位置付けられる見込みのもの

＜事業イメージ＞

「田んぼダム」の取組

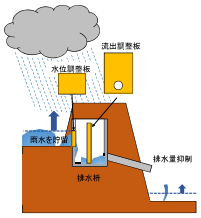

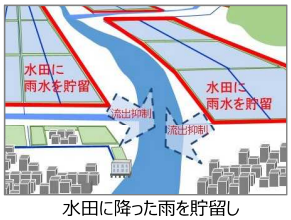

水田に降った雨を貯留し
水田からの流出を抑制

「田んぼダム」の導入・効果発現に向けた支援

畦畔が痩せ
容易に雨水が流出

畦畔の再構築を支援

堅牢な畦畔により
雨水を安全に貯留

水利用・土地利用等の
調査・調整活動を支援

排水路の整備

排水機場の整備

100mm/h安心プランの概要

国土交通省

- 従来の計画降雨を超える、いわゆる「ゲリラ豪雨」に対し、住民が安心して暮らせるよう、関係分野の行政機関が役割分担し、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、住宅地や市街地の浸水被害の軽減を図るために実施する取組を定めた計画を「100mm/h安心プラン」とする。
- 策定主体は市町村および河川管理者、下水道管理者等とし、水管理・国土保全局長において登録を行う。
- 登録した地域について、流域貯留浸透事業の交付要件を緩和することにより、計画的な流域治水対策の推進を図る。

●対象地域
河川事業および下水道事業が実施されている**住宅地や市街地の浸水被害の軽減**を図る地域

●計画策定主体
市町村および河川管理者、下水道管理者（必須）
住民(団体)、民間企業等（任意）

期待される効果
○協議会等の設置により、関係機関が連携した強力な推進体制が確立される。
○河川や下水道等の連携により一層の効果的な整備が可能
○住民等の参加により、地域の防災への意識が高まる

地方公共団体
ハード対策　基本方針　参画団体
「100mm／h安心プラン策定」
ソフト対策　推進体制（協議会等の設置）　役割分担

国による支援
策定についてアドバイス

住民・企業等

市町村・河川管理者・下水道管理者

申請書作成・提出
↓
100mm／h安心プラン　登録　← 水管理・国土保全局長による登録
↓
100mm／h安心プラン　公表
↓
100mm／h安心プランの実施　← 社会資本整備総合交付金等による支援
↓
地域の安全度向上
↓
評価・プランの見直し

流域貯留浸透事業の交付要件緩和による支援
下水道浸水被害軽減総合事業による支援

農業水路等長寿命化・防災減災事業

【令和５年度予算概算決定額　28,150（25,403）百万円】

＜対策のポイント＞
農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策や機動的な防災減災対策等を支援します。

＜事業目標＞
○　農業水路の長寿命化対策により安定的に農業生産が維持される農地面積（約20万ha［令和７年度まで］）
○　湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

１．きめ細かな長寿命化対策
①　**機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新**、パイプライン化、水管理のICT化などによる水管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスペア資材の確保を支援します。
②　ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定等を支援します。

２．機動的な防災減災対策
①　**災害の未然防止に必要な施設整備**、リスク管理のための観測機器の設置、農業水利施設の撤去、ため池の廃止等の防災減災対策を支援します。（ため池廃止に伴い下流水路整備が必要となる場合の定額助成上限額の引上げ）
②　ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
③　単独処理浄化槽を廃止し農業集落排水管路へ接続する経費を支援します。
④　流域治水対策のための農業水利施設への危機管理システムの整備等を支援します。

３．ため池の保全・避難対策
ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、管理者への指導・助言等の経費を支援します。

４．施設情報整備・共有化対策
農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

※下線部は拡充内容

【実施区域】 農振農用地、生産緑地　等
【実施要件】 １、２の対策：総事業費200万円以上、受益者数２者以上、
工事期間３年（ため池の場合は５年）以内　等

＜事業の流れ＞
国 → 1/2、定額等 → 民間団体等（都道府県、市町村を含む）
※事業実施年度での採択申請が可能（複数回受付）

＜事業イメージ＞

きめ細かな長寿命化対策

漏水防止のための整備

老朽化した施設の機能診断

機動的な防災減災対策

ため池の整備

ため池の廃止

施設情報整備・共有化対策

施設情報等のGIS化

ため池の保全・避難対策

ため池の現地パトロール

［お問い合わせ先］農村振興局水資源課　(03-3502-6246)
防災課　(03-6744-2210)
設計課　(03-6744-2201)
地域整備課　(03-6744-2209)

浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の延長（固定資産税・都市計画税）

浸水の拡大を抑制する盛土構造物を浸水被害軽減地区として指定した場合に、当該地区に係る固定資産税等について、指定後3年間、課税標準を1／2～5／6の範囲内で市町村の条例で定める割合（参酌標準：2／3）とする措置を、3年間延長する。

施策の背景

○平成29年の水防法改正において、洪水浸水想定区域内で、洪水による浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を水防管理者が「浸水被害軽減地区」として指定し、浸水防御機能の保全を図る制度を創設。

○令和3年には流域治水関連法が施行され、流域全体のあらゆる関係者が協働して水災害対策に取り組む「流域治水」へ治水政策を転換。

○流域の遊水機能を保全し浸水被害を軽減する対策を強化する中で、浸水の拡大を抑制する盛土構造物を保全することは、流域治水の実現に不可欠。

○地区指定にあたっては、土地所有者の同意が必要であるため、インセンティブを高めるための税制上の特例措置が引き続き必要。

（福束輪中　平成30年3月指定）

要望の結果

特例措置の内容

浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を1／2～5／6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。（参酌標準：2／3）

結　果

現行の措置を3年間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）延長する。

浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

○特例措置の対象：
浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する避難確保・浸水防止計画に基づき浸水の防止に資するために取得する浸水防止用設備（止水板、防水扉等）

○特例措置の内容：
最初の5年間価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする。
※市町村においてあらかじめ条例の制定が必要

止水板

防水扉

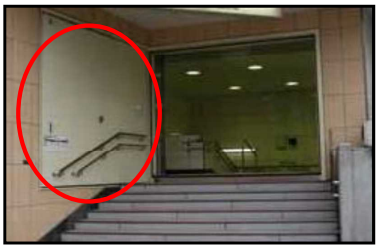

排水ポンプ

換気口浸水防止機

都市構造再編集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等
国費率　：１／２（都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内）、４５％（居住誘導区域内等）

対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞
○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。　※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】
道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、エリア価値向上整備事業　等

【提案事業】
事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】
住居移転支援、元地の適正管理　等

＜民間事業者等＞、＜都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限る。）＞
○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備
－民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の２／３）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。
※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。
※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」
○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点(都市計画区域外。都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分)※」
－ただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第３４条第１１号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外
※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。

○その他、以下の地区においても実施可能
・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
・①居住誘導区域面積が市街地化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

市町村が**立地適正化計画**を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域・居住誘導区域等を設定

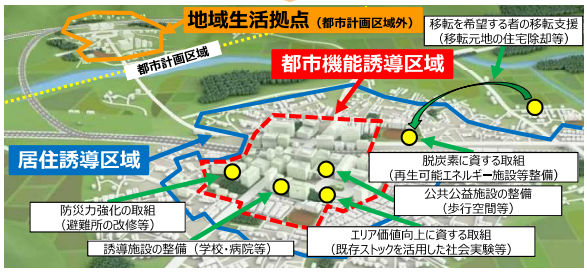

まちづくりに必要な事業を都市再生整備計画に位置づけ

市町村が**都市再生整備計画**を作成・公表

都市構造再編集中支援事業による支援

防災集団移転促進事業の概要

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域において、地域が一体となって居住に適当でない地域からの住居の集団的移転を促進することを目的とした、住宅団地の整備、住居の移転、移転元地の買取等に対し事業費の一部を補助

【事業の概要】

施行者

市町村、都道府県（市町村からの申出に基づく）、都市再生機構（自治体からの委託に基づく）

移転元地（移転促進区域）

自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域(※１)

※１ 災害危険区域、浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

移転先（住宅団地）

５戸以上(※２)かつ移転しようとする住居の数の半数以上

※２ ただし、以下の区域以外からの移転については10戸以上
浸水想定区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、火山災害警戒地域、土砂災害警戒区域、浸水被害防止区域、津波災害警戒区域

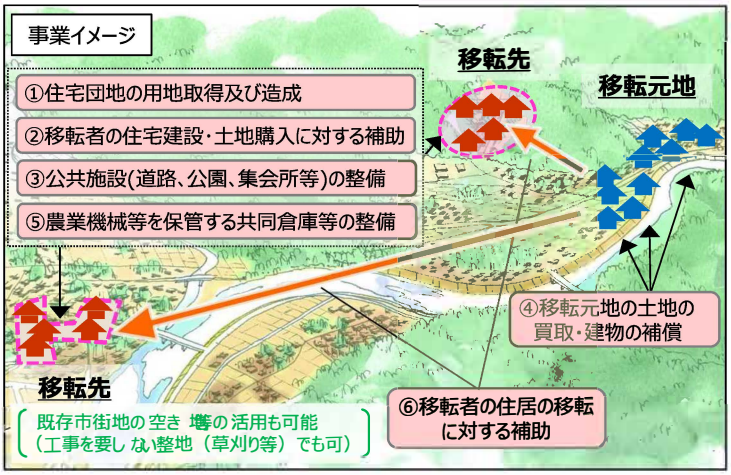

【国庫補助】 （補助率 ①～⑥：3/4，⑦：1/2）

	補助対象経費区分	右以外の場合	事前移転(※３)の場合
	補助対象経費（①～⑦）の合計	合算限度額有り	-
対象経費	① 住宅団地の用地取得及び造成（分譲の場合は補助対象外）	限度額有り	限度額有り
	② 移転者の住宅建設・土地購入に対する補助（住宅ローンの利子相当額）	限度額有り	限度額有り
	③ 住宅団地に係る公共施設の整備	限度額有り	限度額有り
	④ 移転元地の土地の買取・建物の補償	-	限度額有り
	⑤ 農業機械等を保管する共同倉庫等の整備	限度額有り	限度額有り
	⑥ 移転者の住居の移転に対する補助	限度額有り	限度額有り
	⑦ 事業計画等の策定に必要な経費	-	-

※３【事前移転の要件】

イ 流域治水プロジェクトなど、地域の安全確保に資する施策を推進するための計画に明記された事業であること

ロ 移転元地防御のための施設整備（ハード整備）を行わず、必要最低限のインフラ整備に限定すること

ハ 移転に要する事業費が堤防などのハード施設のトータルコストを上回らないこと

補助基本額（事業費）に対する財源内訳

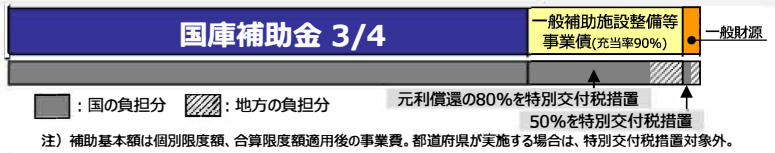

注）補助基本額は個別限度額、合算限度額適用後の事業費。都道府県が実施する場合は、特別交付税措置対象外。

地方財政措置

1）地方負担分については一般補助施設整備等事業債の対象（充当率90%）
その元利償還金の80%を特別交付税措置
注）事業計画等の策定に必要な経費の適債性に関しては、財政部局と協議すること

2）一般財源分についても50%を特別交付税措置（⑦事業計画等の策定に必要な経費についても同様）

がけ地近接等危険住宅移転事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）

国土交通省

がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う。

補助対象

（1）除却等費

○除却費
危険住宅の除却費
（限度額：住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費）
【令和5年度】木造住宅：31千円/㎡、非木造住宅：44千円/㎡

○引越費用等
引越費用（動産移転費、仮住居費等）、その他
（限度額：975千円/戸）

（2）建設助成費

○危険住宅に代わる新たな住宅の建設（購入を含む。）及び改修のため、金融機関等から融資を受けた場合の利息に相当する額
（借入利率：年8.5%を限度）

限度額【通　　常】 4,210千円/戸（建物3,250千円/戸、土地960千円/戸）
【特殊地域※】7,318千円/戸（建物4,650千円/戸、土地2,060千円/戸、敷地造成608千円/戸）

※特殊地域～特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域

（3）事業推進経費

○事業計画の策定、対象地域の調査等に要する費用

補助要件

（1）対象地区要件（移転元）

○ 地方公共団体が条例で指定した災害危険区域（建築基準法第39条第1項）
○ 地方公共団体が条例で建築を制限している区域（建築基準法第40条）
○ 都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）
○ 土砂災害特別警戒区域への指定が見込まれる区域（土砂災害防止法第4条）
○ 都道府県知事が指定した浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項）
○ 地区計画（浸水被害に関する建築制限を定めているものに限る）の区域（都市計画法第12条の4）
○ 過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域（災害救助法第2条）

（2）対象住宅要件（移転元）

○ 既存不適格住宅※
※浸水被害防止区域にあっては、許可基準に適合しない既存住宅
○ 建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示※等を行った住宅
※ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から6月を経過している住宅に限る

交付率

国：1／2、
地方公共団体：1／2

事業実施主体

市町村
（市町村が事業主体となりがたい事情がある場合は都道府県）

注：右欄の「補助要件」（1）に掲げる区域内に在する（2）の住宅へ移転する場合（改修により（2）の住宅に該当しなくなる場合を除く。）は、上記（1）（2）の補助対象としない。

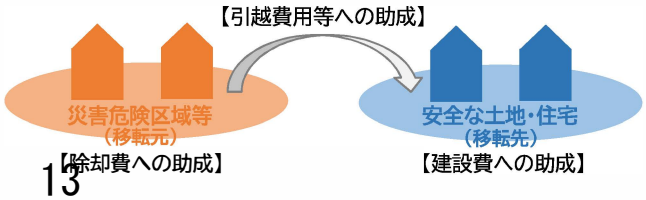

災害危険区域等建築物防災改修等事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）

水害ハザードエリアにおける災害危険区域等を指定しやすい環境整備及び既存不適格建築物の安全性向上のため、区域指定に関する計画策定や、既存不適格建築物等の防災改修等の費用を補助する事業等を行う地方公共団体を支援する

対象区域

- 災害危険区域（建築基準法）　※水害に係るもの
- 地区計画の区域（都市計画法）　※水害に係る建築制限が定められたもの
- 浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法）

交付対象事業

地方公共団体が行う次の事業（②・③は民間事業者に補助する地方公共団体の事業を含む）

① 災害危険区域等の指定に関する計画策定
② 対象区域に存する住宅・建築物の基準適合調査
③ 既存不適格等の住宅・建築物のピロティ化、嵩上げ、建替え、避難空間の整備

※建替えの場合は、原則として次の要件に適合する必要がある
・建替後の住宅は、土砂災害特別警戒区域外に存すること
・建替後の住宅・建築物は、一定の省エネ性能を有すること　等

防災改修等の対象となる住宅・建築物

水害に係る建築制限等に関して既存不適格等である住宅・建築物

※建築物は、災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において避難所等または一時集合場所等に指定されたものであること
※これらに該当することが予定される住宅・建築物を含む

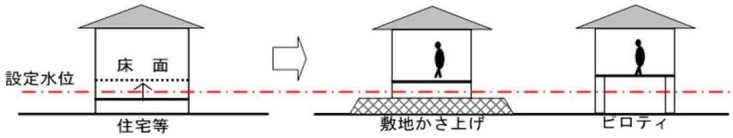

交付率・限度額

地方公共団体に対する交付率は1/2であり、事業費の補助限度額は次のとおり

交付対象	実施主体	住宅	建築物
計画策定	地公体	計画策定費の1／2	計画策定費の1／3
基準適合調査	民間事業者	国と地方で調査費用の2／3（45,000円／棟を上限）	
	地公体	調査費用の1／2（45,000円／棟を上限）	調査費用の1／3（45,000／棟を上限）
防災改修等※4	民間事業者	重点支援以外の住宅の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の23% 重点支援の住宅※2の場合 - 国と地方で100万円/戸かつ防災改修工事費※3の8割を上限）	地域防災計画において一時集合場所等に指定された建築物の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の23% 地域防災計画において防災拠点（避難場所等）に指定されている建築物の場合 - 国と地方で防災改修等工事費※1の2／3
	地公体	ー	地域防災計画において防災拠点として指定されている建築物の場合 - 防災改修等工事費※1の1／3

※1：280万円/棟又は居室の床面の持上げ等に係る複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費の額
※2：次のいずれかに該当する災害危険区域等の住宅
　イ　令和3年度以降に新たに指定された区域
　ロ　立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等（土地利用等に関する対策を記載するものに限る）を定めている地方公共団体の既存区域
※3：居室の床面の持上げ等に係る複数の改修工法を比較し、最も低い改修工事費の額
※4：建替えについては、改修工事費用相当額に対して助成

その他

R７年度までに行う事業が対象。ただし、当該期間内に計画策定に着手し、当該期間後に災害危険区域の指定等を行う場合はR12年度までに行う事業が対象

都市防災総合推進事業の概要

国土交通省

避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

○ 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県 等

事業メニュー	主な交付対象施設等	国費率
①災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1／3※1
②盛土による災害防止のための調査	・盛土等に伴う災害の発生の恐れがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査	1／3 （R6年度まで1／2）
③住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1／3※1
④事前復興まちづくり計画策定支援	・事前復興まちづくり計画策定	1／3
⑤地区公共施設等整備	・地区公共施設(避難路、避難地(避難地に設置する防災施設を含む))	用地1／3 工事1／2 ※1※2
	・地区緊急避難施設(指定緊急避難場所(津波避難タワー等)、避難場所の機能強化(防災備蓄倉庫、非常用発電施設、感染症対策に資する設備等))	用地1／3 工事1／2 ※1※2
⑥都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	調査1／3 工事1／2※1
⑦木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	※1
⑧被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設、地区緊急避難施設	1／2
	・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1／3※1

※1：間接補助があるものについては、地方公共団体の補助に要する費用の1／2又は当該事業に要する費用の1／3のいずれか低い額とする。ただし、⑥の工事費については事業費の1／2
※2：南海トラフ特措法又は日本海溝・千島海溝特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置付けられ一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については国費率2／3

○ 地区要件

施行地区	＜事業メニュー①　③～⑤＞ 災害の危険性が高い区域（浸水想定区域、土砂/津波/火山災害警戒区域（地域）等）を含む市街地、大規模地震発生の可能性の高い地域※3、重点密集市街地を含む市、DID地区 ＜事業メニュー⑥＞ 大規模地震発生の可能性の高い地域※3、重点密集市街地を含む市、DID地区、三大都市圏既成市街地、政令市、道府県庁所在市 ＜事業メニュー⑦＞　重点密集市街地 ＜事業メニュー⑧＞ 激甚災害による被災地　等 事前復興まちづくり計画に基づく事業を実施する市町村※4

※3：地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
※4：地域防災計画や市町村マスタープラン等の上位計画に記述された事前復興の取組内容を踏まえた事前復興まちづくり計画を策定しており、当該計画に基づく事業を実施する市町村

津波避難タワー

避難地（高台）

備蓄倉庫

避難場所に向かう避難路

避難地（防災公園・延焼防止）

沿道建築物の不燃化

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

令和5年度当初予算：112億円

地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで重点的に支援。

地域防災拠点建築物整備緊急促進事業

	建築物耐震対策緊急促進事業	災害時拠点強靭化緊急促進事業	一時避難場所整備緊急促進事業
目的	大規模な建築物等の耐震化及び避難場所までの避難路等の確保	地震時の帰宅困難者等への対応	水害時の避難者への対応
対象建築物	耐震診断義務付け対象建築物や避難場所となる建築物、緊急輸送道路沿道建築物等	地方公共団体と帰宅困難者の受入協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等	地方公共団体と水害時の避難者の受入協定を締結するオフィスビル、商業施設、マンション等
補助対象等	耐震診断、補強設計、耐震改修（耐震診断の結果、倒壊の危険性のあるもので、改修等により地震に対して安全な構造となるもの）等に対する支援（耐震改修等と併せて行う省エネ改修等を含む） 制振ダンパー	帰宅困難者等の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、非常用発電機、耐震性貯水槽等の整備に対する支援 防災備蓄倉庫	避難者の受け入れに付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、電気設備（設置場所の嵩上げ含む）、止水板等の整備に対する支援 電気設備の設置場所の嵩上げ
補助率	民間事業者の場合　国1/3、地方1/3 地方公共団体の場合 国1/3 等	民間事業者の場合　国2/3、地方1/3 地方公共団体の場合 国1/2	民間事業者の場合　国2/3、地方1/3 地方公共団体の場合 国1/2
事業期間	令和3年度～令和5年度	令和3年度～令和5年度	令和3年度～令和5年度

グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（環境保全対策関連部門）

環境省

【令和５年度予算（案）　25百万円】

環境保全対策関連プロジェクト等へのグリーンファイナンス拡大に向けた取組を支援します。

1. 事業目的

民間不動産の浸水対策など気候変動への適応、革新的技術を普及させるビジネス、循環経済ビジネス等への資金供給のためのグリーンボンド・グリーンローン等の発行等の支援を通じ、脱炭素社会・SDGs実現に急務であるESG金融の拡大の流れを加速する。

2. 事業内容

近年多発している気象災害など気候変動への適応や、海洋プラスチック問題、循環経済構築に向けた対応、環境イノベーションに向けた研究開発は急務となっている。これらの対応を更に加速化すべく、民間資金導入のための支援策を講じる。具体的には、以下の事業を行う。

環境保全対策関連プロジェクト（気候変動適応、循環経済、生物多様性・自然資本等関係）、環境イノベーションに向けた研究開発、循環経済ビジネス等のグリーンプロジェクトを資金使途とするグリーンボンド、グリーンローン、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、サステナビリティ・リンク・ローンの発行等を支援する者に対し、その支援に要する費用を補助する。

3. 事業スキーム

- ■事業形態　間接補助事業
- ■補助対象　民間事業者・団体等（グリーンボンド等発行支援者）
- ■実施期間　令和５年度～

4. 事業イメージ

グリーンボンド・グリーンローン等の促進

お問合せ先：　環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室　電話：03-5521-8240

流域治水の推進に向けた
関係省庁実務者会議

発行：流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議

（内閣府・金融庁・財務省・総務省・消防庁・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・林野庁・
水産庁・経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁・国土交通省・気象庁・環境省）

Ver.2023.5.8